

2025 年 3 月 28 日 全 10 頁

「職場つみたて NISA」の仕組みと導入意義

ファイナンシャル・ウェルビーイングの向上も期待

金融調査部 主任研究員 長内 智

[要約]

- 国民の資産所得倍増の実現に向けた NISA（少額投資非課税制度）に関する政府目標のうち、NISA 買付額はすでに前倒しで達成したとみられる一方、NISA 口座数については前年より増加ペースが鈍化しており、NISA 利用者の裾野拡大に向けたさらなる取り組みが課題となり得る。こうした中、本稿では、「職場」を通じた個人の資産形成制度の 1 つである「職場つみたて NISA」に着目する。
- 「職場つみたて NISA」は、政府の「資産所得倍増プラン」で掲げられた 7 本柱のうち「第四の柱」の項目の中で明記されており、英国の「ワークプレイス ISA」と呼ばれる制度の日本版ともいえる。通常の NISA との相違点として、事業主等（企業・官公庁等）を通じて加入することや、金融経済教育等を受けられる環境が整備されていること、奨励金の設定も可能となっている点などが挙げられる。
- NISA 加入者（役職員等）にとっては、長期的な資産形成に必要な知識も習得しやすいことや、奨励金が設定されている場合は金銭的メリットを享受できることなどが長所となる。他方、通常、つみたて設定を変更できる時期が限定されることに加え、転職や休職等の場合に手続きが必要なことなどに留意したい。
- 事業主等の長所としては、福利厚生制度の拡充を通じて役職員等の満足度向上や離職率の低下につながられる可能性が挙げられ、役職員等のファイナンシャル・ウェルビーイングの向上に資する効果も期待される。役職員等のエンゲージメントの向上に有効との指摘もある。一方、短所としては、バックオフィスの負担増やシステム費用の発生、奨励金の設定に伴う金銭的コストの発生などが挙げられる。
- NISA 取扱業者（銀行・証券会社等）にとっての長所としては、取引先企業を通じて顧客を獲得できることなどが挙げられる。長期的には、いわゆる「職域」と呼ぶ取引先企業の役職員等との取引を深めることで、将来の潜在的な準富裕層や富裕層の取り込みにもつながられる可能性がある。一方、金融経済教育等の提供などに伴う負担増や一定のシステム費用が発生することなどが課題となり得る。

1. 職場を通じた NISA 利用者の裾野拡大

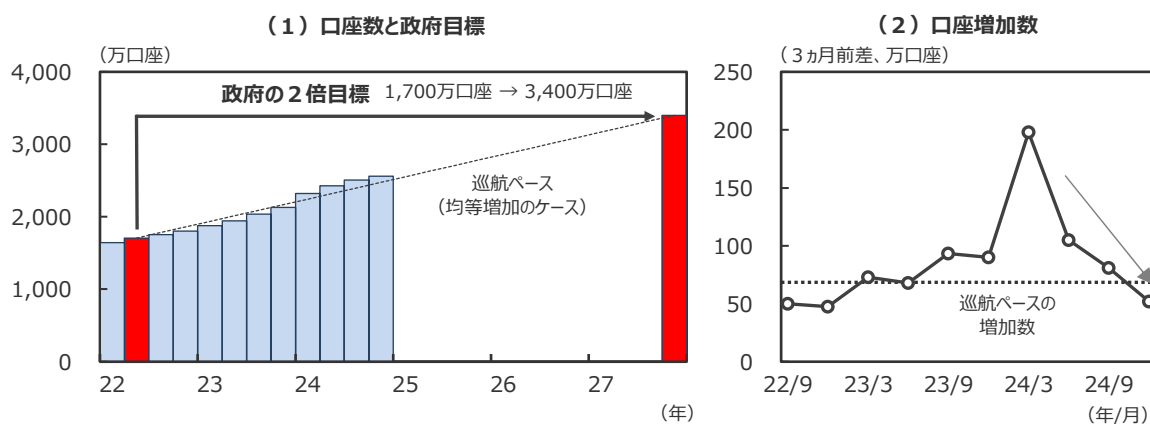
(1) NISA 口座数の増加ペースに陰り

政府は、国民の資産所得倍増の実現に向け、2027 年末までに NISA（少額投資非課税制度）の「総口座数」（以下、口座数）を 3,400 万口座、NISA 口座による買付額（累計）を 56 兆円にまで増加させるという目標を掲げている。これらは 2022 年 6 月末の 2 倍の水準に相当する¹。

実際の数値を金融庁の公表資料（速報値）により確認すると、全金融機関の 2024 年 12 月末までの NISA 買付額は同年 9 月末から約 3.7 兆円増の約 52.7 兆円となり、政府目標まで残り約 3.3 兆円となった。NISA 買付額は、「成長投資枠」の年間上限額（240 万円）を早期に埋めようという個人の投資行動などから年初に増加しやすく、NISA 買付額の政府目標は 2025 年 3 月末にも達成する可能性が視野に入っていた。こうした中、同年 3 月 19 日、日本証券業協会は、証券会社 10 社の同年 1 月～2 月の買付額（約 3 兆 8,000 億円）と全金融機関の 2024 年 12 月までの買付額の合計が約 56.5 兆円となり、政府目標を超えたという推計値を公表した。NISA 買付額に関しては、今後、政府が目標額（現行 56 兆円）を引き上げることも想定される。

全金融機関の NISA 口座数（金融庁）は 2024 年 12 月末に約 2,560 万口座となり、この水準は、政府目標に向けた巡航ペース（均等に増加するケースで 2024 年 12 月末は約 2,474 万口座）を上回っている（図表 1（1））。しかし、NISA 口座の増加数の推移を見ると、新しい NISA（新 NISA）の開始に伴い 2024 年初めに口座数が急増した後、その増加幅は次第に縮小してきた様子が分かる（図表 1（2））。最新データの 2024 年 9 月末から同年 12 月末の増加数は約 51.8 万口座であり、これは巡航ペースの増加数（約 68.6 万口座）を下回る。また、先の日本証券業協会の公表値によると、2025 年も年初に口座開設件数が増えたが、2024 年年初からはほぼ半減している。現在のところ、NISA 口座数は、過去の「貯金」により巡航ペースの水準を上回っているが、その増加幅の縮小が続くことになれば、政府目標の達成も危うくなる。こうした中、政府目標の達成には NISA 利用者の裾野拡大に向けたさらなる取り組みが課題となり得る。

図表 1 : NISA 口座数の動向



(注1) 2022年～2023年は一般NISA+つみたてNISA、2024年以降は新NISA。2024年12月末は速報値。

(注2) 政府の2倍目標は「資産所得倍増プラン」（2022年11月策定）で示されたもの（今後5年間の目標）であり、基準時点は2022年6月末。「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024年改訂版」（2024年6月閣議決定）における目標時期は2027年末。

(出所) 金融庁、政府資料より大和総研作成

¹ 長内（2025）などを参照。

（２）政府も推進する「職場つみたて NISA」

現在、NISA に関しては、各種インターネットサイトや書籍などから非常に多くの情報を入手することができ、積極的に NISA 関連情報を取得している人は、すでに NISA 口座も開設しているケースが多いと思われる。また、2024 年は、従来の制度より投資可能額を大幅に拡大し、利用可能期間を恒久化した新 NISA が開始され、同制度に対する国民の関心が高まる中、同年初めに NISA 口座数が急増した。さらに、これまで、NISA の普及に向けて官民による様々な取り組みが行われてきた。例えば、NISA に関する広報活動に加え、金融庁や金融機関等による NISA 関連セミナーの開催、金融経済教育の体制整備及び実施などが挙げられる。これらをきっかけに NISA を始めた人も多いとみられ、こうした取り組みは NISA の普及拡大のために今後も継続していくことが重要となる。

他方、これまで投資経験がない人の中には、金融経済及び投資に関する知識不足や投資の各種リスクに対する不安などから、NISA に関心はあっても口座開設には至らないという人も少なくないとみられ、実際、前年に比べて NISA 口座数の増加ペースは鈍化している。こうした中、本稿では、「職場」を通じた個人の資産形成制度の 1 つである「職場つみたて NISA」に着目する。現状、この制度について知らない人も多いと思われるが、政府の「資産所得倍増プラン」²で掲げられた 7 本柱のうち「第四の柱：雇用者に対する資産形成の強化」の項目の中で明記されており、政府も推進している制度である（図表 2）。

個人の資産形成制度には様々なものが存在する。「職場つみたて NISA」の具体的な仕組みを確認する前に、主な資産形成制度を、①私的年金・私的年金以外、②個人で直接加入・職場経由で加入、という 2 つの軸により簡便的に分類したのが次頁図表 3 である³。

図表 2：「資産所得倍増プラン」の 7 本柱と「職場つみたて NISA」

7 本柱
第一の柱：家計金融資産を貯蓄から投資にシフトさせる NISA の抜本的拡充や恒久化
第二の柱：加入可能年齢の引上げなど iDeCo 制度の改革
第三の柱：消費者に対して中立的で信頼できるアドバイスの提供を促すための仕組みの創設
第四の柱：雇用者に対する資産形成の強化
＜企業による資産形成の支援強化＞（本文より一部抜粋） ○従業員が職場つみたて NISAや従業員持株会に投資する際の企業の奨励金について、課税に関する取扱いを検討する。 ○また、企業における雇用者の資産形成の支援のための取組は、人的資本の戦略上も重要である。その一方で、中小企業においては雇用者の資産形成支援の取組が十分には進んでおらず、中小企業も含めた幅広い支援を行っていくことが求められる。そこで、中小企業において職場つみたて NISAや企業型確定拠出年金、iDeCoが広がるように、これらの制度の普及に取り組むとともに、必要な支援について検討を行う。
第五の柱：安定的な資産形成の重要性を浸透させていくための金融経済教育の充実
第六の柱：世界に開かれた国際金融センターの実現
第七の柱：顧客本位の業務運営の確保

（注）太字と下線は大和総研。

（出所）各種資料より大和総研作成

² 「新しい資本主義実現会議」が 2022 年 11 月 28 日に決定。

³ 各制度の概要については、巻末の参考図表 1 を参照。

図表 3 : 主な個人の資産形成制度の分類

	私的年金	私的年金以外
個人で直接加入	【任意】加入 ■ 国民年金基金 ■ iDeCo（個人型確定拠出年金）	【任意】加入 ■ NISA（少額投資非課税制度）
職場経由で加入 （福利厚生）	【通常】加入 ■ 確定給付企業年金（DB） ■ 企業型確定拠出年金（DC） ■ 職場iDeCo ※口座開設等は個人	【任意】加入 ■ 財形制度 ■ 従業員持株会 ■ 職場つみたてNISA ※口座開設等は個人

（注1）公的年金は含めない。他の分類方法もあり得る。iDeCoは勤務先によって給与天引きが可能な場合もある。

（注2）赤字かつ太字の制度は、「資産所得倍増プラン」で掲げられた7本柱のうち「第四の柱：雇用者に対する資産形成の強化」の項目に明記されているもの。

（注3）DBは「Defined Benefit」、DCは「Defined Contribution」の略。DBとDCの企業の拠出分を、年金の掛け金ではなく、給与に上乗せする形で受け取れる「選択制」を採用している企業もある。DCは「日本版401k」とも呼ばれる。

（注4）財形制度（勤労者財産形成促進制度）には「勤労者財産形成貯蓄（一般財形貯蓄：一般財形）」「勤労者財産形成年金貯蓄（財形年金貯蓄：年金財形）」「勤労者財産形成住宅貯蓄（財形住宅貯蓄：住宅財形）」の3種類が存在。

（出所）各種資料より大和総研作成

「資産所得倍増プラン」の「第四の柱」で示された資産形成制度のうち「従業員持株会」は、「職場つみたてNISA」と同じ領域に位置づけられる。両者は、自社の株式のみ購入するのか、それとも株式投資信託など複数の金融商品を選択して購入できるのかという点などが異なる。「iDeCo（個人型確定拠出年金）」と「企業型確定拠出年金（DC）」は私的年金であり、拠出する掛金が所得控除の対象になることなどが私的年金以外の制度との違いである。iDeCo に関しては、「第二の柱」において同制度の制度改革が明記（前掲図表2）されている点も注目され、2018年8月に厚生労働省が導入を発表した「職場 iDeCo」も存在する。

2. 「職場つみたてNISA」の経緯と主な仕組み

（1）金融庁や厚生労働省も積極的に導入

「職場つみたてNISA」とは、役職員等が企業・官公庁等の職場を通じてNISAによる長期資産形成を行うための福利厚生制度のことであり、英国の「ワークプレイスISA」と呼ばれる制度の日本版ともいえる。なお、「つみたて」という文字が含まれるが、これは新NISAの「つみたて投資枠」を指すのではなく、定期的に積み立てることを意味するという点に留意したい⁴。日本初の「職場つみたてNISA」は、NISAが初めて導入された年（2014年）の3月にみずほ銀行がフマキラー社と締結したものとされる（次頁図表4）。当時のNISAは、現在の「つみたて投資枠」ではなく、「成長投資枠」の前身にあたる。同年12月には、NISA普及を目指す官民で構成されるNISA推進・連絡協議会が「職場積立NISAに関するガイドライン」と『「職場積立NISA」利用規約の雛形」を公表した。

2016年に入ると、政府の「日本再興戦略2016―第4次産業革命に向けて―」（成長戦略）において「職場積立NISAの更なる普及・定着に取り組む」と明記されるとともに、金融庁「平成27事務年度 金融レポート」においても投資教育に関連して「職場積立NISA」等の更なる普及・定着について明記された。

⁴ 基本は「つみたて投資枠」を利用することになると思われるが、「成長投資枠」の利用も可能である。また、以前は「積立」と漢字表記されており、本稿でも「積立」と「つみたて」の両表記を用いている。

図表 4 : NISA と「職場つみたて NISA」に関する主な出来事

日付	概要
2014年1月1日	・ NISA（少額投資非課税制度、一般NISA）の開始 （年間:100万円、非課税期間:5年間、投資上限:500万円、投資可能期間:2014～2023年、対象年齢:20歳以上【1月1日時点】）
2014年3月	・ みずほ銀行がフマキラー社と「 天引きNISA 」の契約締結（日本初の「 職場つみたてNISA 」とされる）
2014年12月12日	・ NISA推進・連絡協議会（事務局：日本証券業協会）が「 職場積立NISAに関するガイドライン 」と「 『職場積立NISA』利用規約 雛形 」を公表
2016年1月1日	・ 一般NISAの投資額を年間120万円、投資上限を600万円に拡充
2016年4月1日	・ ジュニアNISAの開始（年間:80万円、非課税期間:原則5年、投資上限:400万円、対象年齢:20歳未満【1月1日時点】、引出し制限有:原則18歳以上）
2016年6月2日	・ 「日本再興戦略2016－第4次産業革命に向けて－」において、「職域単位で役職員等が加入し、金融・投資教育の提供が受けられる 職場積立NISAの更なる普及・定着に取り組む 」と明記
2016年9月15日	・ 金融庁「平成27事務年度 金融レポート」で投資教育に関連して「 職場積立NISA 」等の更なる普及・定着について明記
2017年9月29日	・ NISA推進・連絡協議会（事務局：日本証券業協会）が、つみたてNISAの導入を踏まえ、「 職場積立NISAに関するガイドライン 」「 『職場積立NISA』利用規約 雛形 」を改訂
2017年10月20日	・ 金融庁が同庁で「 職場つみたてNISA 」を導入すると公表
2017年10月25日	・ 金融庁「平成28事務年度 金融レポート」で投資教育に関連して「 職場つみたてNISA 」等に言及
2017年11月10日	・ 金融庁「平成29事務年度金融行政方針」で投資教育に関連して「 職場つみたてNISA 」に言及
2017年11月27日	・ 内閣人事局が各府省に対し、金融庁の「 職場つみたてNISA 」と同様の取り組みを促す文書を発出
2017年12月26日	・ 金融庁が同庁における「 職場つみたてNISA 」の取扱規程等を公表
2018年1月1日	・ つみたてNISAの開始 （年間:40万円、非課税期間:20年、投資上限:800万円、投資可能期間:2018～2037年、対象年齢:20歳以上【1月1日時点】）
2018年2月16日	・ 政府が閣議決定した「高齢社会対策大綱」において、政府が率先して「 『職場つみたてNISA』等の枠組みを導入 」することなどを明記
2018年3月以降	・ 全国の財務局において「 職場つみたてNISA 」の普及を促すための説明会（地方自治体、企業、金融機関向け）を3月から6月にかけて11回開催
2018年6月15日	・ 「未来投資戦略 2018－『Society 5.0』『データ駆動型社会』への変革－」において、「 官民における職場環境の整備（『職場つみたてNISA』の導入）を促進する 」と明記
2018年8月22日	・ 厚生労働省が同省で「 職場iDeCo・つみたてNISA 」を導入すると公表
2018年9月26日	・ 金融庁「変革期における金融サービスの向上にむけて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針（平成30事務年度）」で「民間企業も含めて、 職場つみたてNISAが全国的に普及するよう、引き続き働きかけていくことが必要 」とした
2022年11月28日	・ 「新しい資本主義実現会議」が決定した「資産所得倍増プラン」の「第四の柱」の項において、 職場つみたてNISAの企業の奨励金の「課税に関する取扱いを検討する」と明記し、中小企業において職場つみたてNISA等の普及に取り組む、支援の検討を行う とした
2023年1月1日	・ 一般NISA・つみたてNISAの対象年齢を18歳以上に引下げ（民法の成年年齢改正を反映）
2023年3月31日	・ 国税庁は、職場つみたてNISAの奨励金が「賃上げ促進税制」の対象となる「給与等」に該当するの、という金融庁からの照会に対して、該当するという回答を公表（実際の回答日は同年3月24日）
2023年11月24日	・ NISA推進・連絡協議会（事務局：日本証券業協会）が、新NISAの導入を踏まえ、「 職場積立NISAに関するガイドライン 」「 『職場積立NISA』利用規約 雛形 」を改訂
2023年12月31日	・ ジュニアNISAの終了、一般NISAとつみたてNISAが終了（新しいNISAへ）
2024年1月1日	・ これまでのNISA（一般NISAとつみたてNISA）を抜本的拡充・恒久化した形の 新しいNISAの開始 （年間:360万円【成長投資枠が240万円、つみたて投資枠が120万円】、非課税期間・投資可能期間:無期限、生涯投資枠:1,800万円、対象年齢:18歳以上【1月1日時点】）

（注）太字は大和総研。「一般NISA」の表記は、「つみたてNISA」の創設決定（2017年3月）後の2017年6月頃から利用され始めた。「つみたてNISA」は、もともと「積立NISA」と表記されていたが、「NISA推進・連絡協議会」が2017年5月31日に「つみたてNISA」という表記で統一すると決定してことを受けて、その表記に適宜変更された。日本初の職場つみたてNISAは、日本経済新聞社の電子版記事（2014年4月17日、「給与天引きでNISA みずほ銀、職域営業で新手法～投信積み立て、まずフマキラーと」）による。「『職場積立NISA』利用規約 雛形」は現在の日本証券業協会のウェブサイトの表記による。

（出所）各種資料より大和総研作成

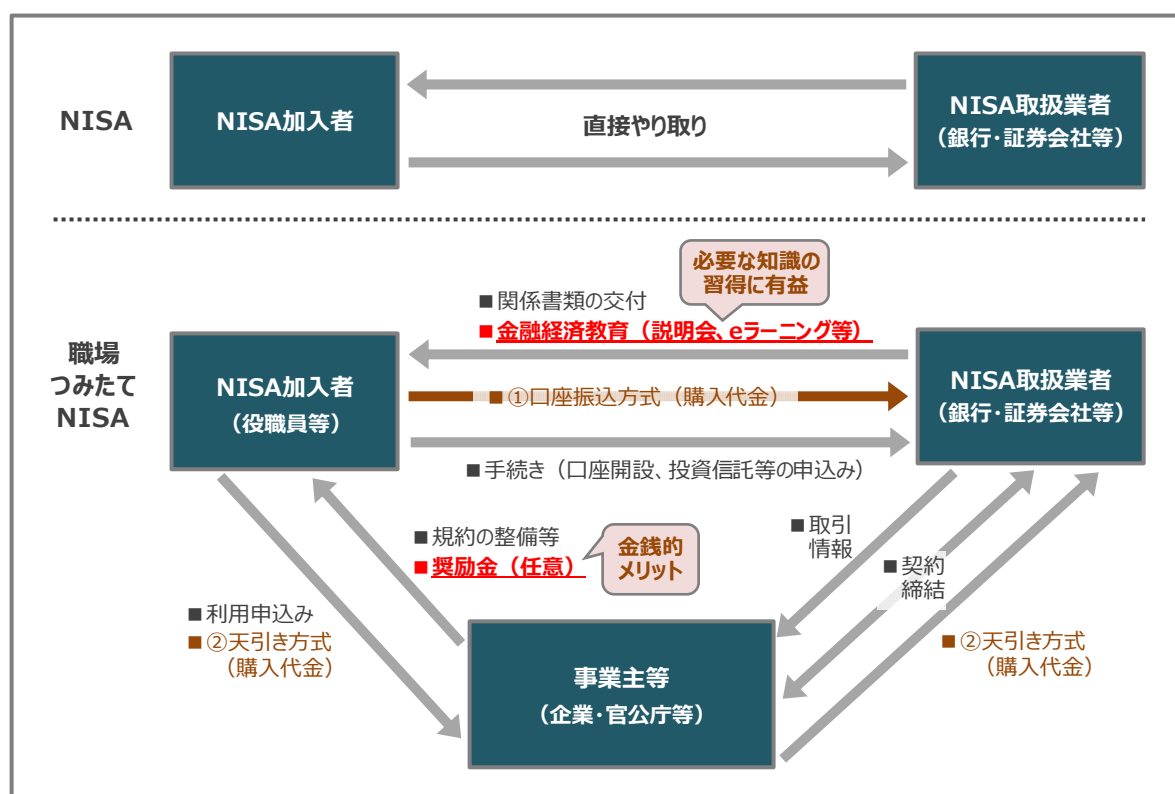
2017 年秋以降は、公的部門において、「職場つみたて NISA」を導入する動きや同制度の普及に向けた取り組みがみられた。まず、金融庁が同年 10 月に同庁で「職場つみたて NISA」を導入すると公表した。同年 11 月には内閣人事局が各府省に対し、金融庁の「職場つみたて NISA」と同様の取り組みを促す文書を発出した。全国の地方自治体や企業の普及を促すため、2018 年 3 月以降、全国の財務局において「職場つみたて NISA」の説明会（地方自治体、企業、金融機関向け）が 11 回開催された。同年 8 月には、厚生労働省が同省で「職場 iDeCo・つみたて NISA」を導入すると公表した。

（２）通常の NISA と「職場つみたて NISA」の比較

「職場つみたて NISA」の仕組みについて、通常の NISA との比較を通じて確認する（図表 5）。主なポイントは以下の 3 点である。

第一に、通常の NISA では、NISA 加入者と NISA 取扱業者（銀行・証券会社等）の 2 つの主体で完結するが、「職場つみたて NISA」の場合は事業主等（企業・官公庁等）が加わり、仕組み上は少し複雑な形になっている。加入者に関して、通常の NISA は国内に居住している 18 歳以上が対象となるが、「職場つみたて NISA」は同制度を導入している職場の役職員等（かつ国内に居住している 18 歳以上）に限定される。「職場つみたて NISA」の普及には、この制度のメリットを広く周知させるとともに、導入する事業主等を増やしていくという視点も欠かせない。

図表 5：NISA と「職場つみたて NISA」の仕組み（概略図）



（出所）各種資料より大和総研作成

第二に、「職場つみたて NISA」では、NISA 加入者（役職員等）が NISA 取扱業者（銀行・証券会社等）の提供する説明会や e ラーニング等を通じて金融経済教育を受けられるなど、長期的な資産形成に必要な知識を習得しやすい環境になっているという点が挙げられる。こうした教育環境の整備は、「職場つみたて NISA に関するガイドライン」において、NISA 取扱業者（銀行・証券会社等）に求められる要件として明記されている。

第三に、事業主等（企業・官公庁等）が任意に奨励金を設定できるという点が大きな特徴である。奨励金は、NISA 加入者（役職員等）が「職場つみたて NISA」を利用するインセンティブとなる。なお、現在、NISA 加入者（役職員等）が受け取った奨励金は所得税の課税対象となる点に留意したい。

（３）関係主体別の主な長所と短所

「職場つみたて NISA」の仕組みを踏まえた上で、実際に同制度を導入する場合の主な長所と短所を関係主体別に整理したのが図表 6 である。

NISA 加入者（役職員等）にとっての長所としては、金融経済教育等を受けられる環境にあるという点を指摘できる。とりわけ、これまで投資経験がない人や投資初心者にとって、金融経済や投資の知識を得ながら、税制優遇のある NISA を通じて資産運用を行えるという点は長期的な資産形成において有益と考えられる。また、事業主等（企業・官公庁等）が奨励金を設定している場合は、金銭的メリットを享受できる。例えば、5 % 補助されるケースを考えよう。毎月約 10 万円（99,750 円＝自己資金 95,000 円＋5 % の補助 4,750 円）ずつ 15 年間積み立てる場合について単純に計算すると、補助額の合計（奨励金に係る所得税は考慮せず）は約 90 万円（85.5 万円）と結構な金額になる。さらに、給料から事前に天引きされる「天引き方式」の場合は、現在の預貯金口座の残高を気にすることなく、手軽に投資しやすいという面もある。

一方、NISA 加入者（役職員等）にとっての短所としては、通常、つみたて設定を変更できる時期が限定（年一回など）されること、指定された NISA 取扱業者（銀行・証券会社等）の取扱金融商品に限定されること、転職や休職等の場合に手続きが必要なことなどが挙げられる。

図表 6：関係主体別に見た「職場つみたて NISA」の主な長所と短所

	長所	短所
NISA加入者 (役職員等)	- 金融経済教育等を受けられる環境にあること - 奨励金ありの場合は金銭的メリットの享受 「天引き方式」の場合は手軽に投資しやすいこと	- つみたて設定の変更時期が限定（年一回など） - 指定されたNISA取扱業者の金融商品に限定 - 転職や休職等の場合に手続きが必要
事業主等 (企業・官公庁等)	- 福利厚生制度の拡充（税制優遇あり） - 役職員等のファイナンシャル・ウェルビーイングの向上 - 役職員等のエンゲージメントと定着率の向上	- 一般事務を含むバックオフィスの負担増 - 一定のシステム費用の発生 - 奨励金あり場合は金銭的コストが発生
NISA取扱業者 (銀行・証券会社等)	- 取引先企業等を通じた顧客獲得（「BtoBtoC」） - 奨励金ありの場合は顧客数増加にもプラス - 投資未経験者や初心者にまとめてリーチ	- 金融経済教育等の提供などに伴う負担増 - 一定のシステム費用の発生 - 収益化には他の商材による囲い込み等が課題

（注）基本的に通常のNISAと比較した場合の長所と短所。異なる整理もあり得る。

（出所）大和総研作成

事業主等（企業・官公庁等）にとっての長所としては、福利厚生制度の拡充を図ることができるという点が挙げられる。それにより役職員等の満足度向上や離職率の低下につながられる可能性がある。また、役職員等のファイナンシャル・ウェルビーイングの向上に資する効果も期待される。ファイナンシャル・ウェルビーイングとは、簡単にいえば、自分の現在及び将来の経済的な安心感や満足感を示す。さらに、役職員等のエンゲージメントの向上に有効との指摘もある。例えば、2023 年 8 月に策定された「人的資本可視化指針」（非財務情報可視化研究会）において、企業による役職員等の「経済的な安定を支援する取組み（ファイナンシャル・ウェルネス）」は従業員エンゲージメントの向上に効果的とされている。

これに対して、事業主等（企業・官公庁等）にとっての短所として、新たな福利厚生制度の導入や運営において一般事務を含むバックオフィスの負担が増加することや、一定のシステム費用が発生すること、奨励金を設定する場合は金銭的成本が発生することが挙げられる。

NISA 取扱業者（銀行・証券会社等）にとっての長所としては、取引先企業を通じて顧客を獲得できること（「BtoBtoC」）や、事業主等（企業・官公庁等）が奨励金を設定する場合は役職員等の顧客数増加にもプラスに働くことが挙げられる。さらに、これまで投資経験がない人や投資初心者にとりまてリーチしやすい面もある。長期的には、いわゆる「職域」と呼ぶ取引先企業の役職員等との取引を深めつつ、将来の準富裕層や富裕層の取り込みにもつながられる可能性がある。一方、金融経済教育等の提供などに伴う負担増や一定のシステム費用が発生すること、収益化には他の金融商品を通じた顧客の囲い込み等が課題となり得るという点に留意したい。

おわりに～資産形成の「入り口」としての選択肢

2024 年 1 月に開始した新 NISA は買付額と口座数のいずれも堅調に増加してきたが、政府目標に対しては、買付額目標を前倒しで達成した一方、口座数には伸び悩みの動きもみられる。現状、NISA 利用者は投資額を積極的に増やしているの対し、利用者の裾野が十分広がっていない可能性がある。こうした中、利用者の裾野を広げるためには、金融機関と金融経済教育推進機構（J-FLEC）が中心となって初心者向けのセミナーを広範に提供することが重要となろう。さらに、「職場つみたて NISA」の活用など、職場を通じた取り組みを増やしていくことも検討したい。

また、従来、役職員等の中には、財形制度や従業員持株会など、職場の福利厚生制度をきっかけに資産形成を始めたという人も多いと思われる。これらの制度に比べ、「職場つみたて NISA」には、複数の金融商品を選べることや税制優遇というメリットがあり、役職員等のニーズも一定程度存在するとみられる。例えば、日本取引所グループでは 30%以上の社員が「職場つみたて NISA」を利用している（2023 年度有価証券報告書）。こうした点を踏まえると、金融経済及び投資に関する知識不足や投資の各種リスクに対する不安などから、NISA に関心はあっても口座開設に至らないという人にとって、「職場つみたて NISA」は長期的な資産形成の「入り口」として有効な選択肢となり得ると考える。

参考図表：個人の主な資産形成制度の概要

		概要
個人で直接加入	iDeCo 個人型確定 拠出年金	【対象者】原則20歳以上65歳未満（公的年金被保険者） 【拠出】限度額:年間24.0～81.6万円、方法:口座振替（給与天引きが可能な場合あり） 【税制優遇】拠出時:全額所得控除、運用時:非課税、受取時:公的年金等控除（年金受取）、退職所得控除（一時金受取） 【運用商品】預金、株式投資信託、保険など 【売却・受取時期】原則60歳まで引き出すことができない 【年金受取方法】一時金受取、有期年金、一時金受取と有期年金の併用、終身年金が可能なケースあり
	職場 iDeCo	【全般】基本的にiDeCoと同様であり、導入企業の従業員のみ対象であることや拠出方法が2種類（口座振替、給与天引き）であること、奨励金の設定可等が異なる 【奨励金】奨励金の設定可（通常のNISAより金銭的メリットあり、ただ奨励金は課税対象）
	国民年金 基金	【対象者】20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者、60歳以上65歳未満の国民年金任意加入者等 【拠出】限度額:年間81.6万円（月6.8万円）、方法:口座振替 【税制優遇】拠出時:全額所得控除、受取時:公的年金等控除 【運用商品】選択不可（運用する必要なし） 【売却・受取時期】原則65歳から終身年金（プランによっては60歳から） 【年金受取方法】基本終身年金
	NISA 少額投資 非課税 制度	【対象者】18歳以上（1月1日時点） 【拠出】限度額:年間の投資上限額360万円（成長投資枠240万円、つみたて投資枠120万円）・生涯上限1,800万円、方法:口座振替・クレジットカード払いもあり 【税制優遇】運用時:非課税 【運用商品】つみたて投資枠は長期・積立・分散投資に適した株式投資信託（ETFを含む）、成長投資枠は上場株式・投資信託等 【売却・受取時期】制限なし
	職場 つみたて NISA	【全般】基本的にNISAと同様であり、導入企業の従業員のみ対象であることや拠出方法が2種類（口座振替、給与天引き）であること、奨励金の設定可等が異なる 【奨励金】奨励金の設定可（通常のNISAより金銭的メリットあり、ただ奨励金は課税対象）
会社経由で加入	財形制度	【対象者】財形貯蓄制度導入企業の従業員 【拠出】非課税となる限度額:下記の税制優遇の通り、方法:給与天引き 【税制優遇】年金財形と住宅財形を併せて元利合計550万円から生ずる利子等が非課税 【運用商品】預貯金、公社債、株式投資信託など 【売却・受取時期】一般財形は原則引出自由、住宅財形は要件を満たす住宅の取得・増改築の支払時、年金財形は60歳以降に年金受取（5年以上20年以内） 【奨励金】奨励金の設定可（通常運用より金銭的メリットあり、「財形給付金」とすれば税制面の恩恵あり）
	従業員 持株会	【対象者】従業員持株会制度導入企業の従業員 【拠出】限度額:企業（規約）に従う、方法:給与天引き 【税制優遇】なし 【運用商品】自社の株式 【売却・受取時期】持株会から自身の証券口座に株式を引き出してから売却（手続き必要） 【奨励金】奨励金の設定可（市場で購入するより金銭的メリットあり、ただ奨励金は課税対象）
	確定給付 企業年金 (DB)	【対象者】DB制度導入企業の従業員 【拠出】限度額:企業（規約）に従う、方法:企業が拠出・加入者拠出可のケースもあり 【税制優遇】拠出時:企業拠出分は給与所得とされない・加入者拠出分は生命保険料控除（その上限を超えない範囲）、受取時:公的年金等控除（年金受取）、退職所得控除（一時金受取） 【運用商品】選択不可（運用する必要なし） 【売却・受取時期】原則60歳まで引き出すことができない 【年金受取方法】一時金受取、有期・終身年金、一時金受取と有期・終身年金の併用
	企業型 確定拠出 年金 (DC)	【対象者】DC制度導入企業の従業員 【拠出】限度額:年間66万円（月5.5万円）※他制度を利用している場合は、その掛金相当額を控除、方法:企業が拠出・マッチング拠出分は給与天引き 【税制優遇】拠出時:企業拠出分は給与所得とされない・マッチング拠出分は全額所得控除、運用時:非課税、受取時:公的年金等控除（年金受取）、退職所得控除（一時金受取） 【運用商品】預金、株式投資信託、保険など 【売却・受取時期】原則60歳まで引き出すことができない 【年金受取方法】一時金受取、有期年金、一時金受取・有期年金の併用 【その他】「マッチング拠出」制度は従業員が一定額を拠出できる仕組み

（注）本図表は執筆時点における概要を示したものであり、実際の条件等は加入前にしっかり確認されたい。
（出所）各種資料より大和総研作成

＜参考文献＞

- 長内智（2021）「若年層の間で広がる『つみたて NISA』、『KINZAI Financial Plan』、2021 年 9 月号、pp. 40-41、金融財政事情研究会
- 長内智（2022）「労働者と資本家をつなげる従業員持株会との付き合い方」、大和総研コラム、2022 年 8 月 3 日
https://www.dir.co.jp/report/column/20220803_010901.html
- 長内智（2023a）「近づく新 NISA に向けた準備と心構え」、『KINZAI Financial Plan』、2023 年 9 月号、pp. 48-49、金融財政事情研究会
- 長内智（2023b）「開始が近づく新 NISA と注意すべきポイント」、『税務弘報』、2023 年 12 月号（2023 年 11 月 4 日発行）、pp. 118-119、中央経済社
- 長内智（2024a）「新 NISA 活用のための Q&A 10～利用開始から金融商品の選び方まで」、『税務弘報』、2024 年 2 月号（2024 年 1 月 5 日発行）、pp. 133-140、中央経済社
- 長内智（2024b）「新 NISA 二つの盲点」、『週刊エコノミスト』、2024 年 1 月 16 日号、pp. 32-34、毎日新聞出版
- 長内智（2024c）「新 NISA の『裏技？』のような制度と『国内投資枠』新設の提案」、大和総研コラム、2024 年 2 月 14 日
https://www.dir.co.jp/report/column/20240214_012069.html
- 長内智（2024e）「NISA（ニーサ）の活用と注意点」、『税務弘報』、2025 年 1 月号（2024 年 12 月 5 日発行）、pp. 150-151、中央経済社
- 長内智（2025）「NISA の進捗度と家計マネーの海外シフトの実像～当面は国内成長分野への資金供給より資産所得倍増を優先へ」、大和総研レポート、2025 年 2 月 13 日
https://www.dir.co.jp/report/research/capital-mkt/securities/20250213_024915.html
- 長内智、藤原翼（2021）「新型コロナ下での家計金融資産の動向と 2021 年の展望～『つみたて NISA』の成功体験が家計の長期資産形成の追い風へ」、大和総研レポート、2021 年 1 月 4 日
https://www.dir.co.jp/report/research/capital-mkt/securities/20210104_022002.html